

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

| | | | |
|---------|--|-----------|------------------|
| 受 理 番 号 | 4 5 0 7 | 受 理 年 月 日 | 令 和 8 年 2 月 18 日 |
| 件 名 | 住宅宿泊事業等の規制強化 | | |
| 要 旨 | <p>令和8年1月29日の市長記者会見における民泊の抜本的規制強化方針並びに2月12日の自民党京都市議団による緊急提言を踏まえ、住宅宿泊事業及び簡易宿所におけるトラブルの多くが申請内容と実態との乖離によって生じている実情に鑑みて、住民の立場から生活環境回復の実効性に資する制度補完として、以下のとおり願う。</p> <p>なお、本陳情は中京区中御門東町をはじめ、左京区高野西開町、左京区北白川小倉町、左京区北白川久保田北部、左京区上高野東田町、上京区下主税町、上京区行衛町西部等、複数地域の賛同を得て提出するものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 先行規制を踏まえた申請規制の強化 <p>他自治体における先行規制を踏まえ、申請時の規制の強化を図ること。用途地域区分と家主居住の有無にかかわらず、袋地・狭あい道路・連棟密集地等の防災及び住環境への影響が著しい区域について、簡易宿所も含めた営業制限を検討すること。他自治体（和歌山県等）の先行事例を踏まえ、近隣住民の同意及びその取得過程を確認できる資料の提出を申請要件とする制度化を検討すること。</p> 2 届出情報アクセス体制の整備 <p>事業者が行政と住民に異なる説明を行う事例が生じ、またその不一致を住民が検証することが困難である現状を踏まえ、住民照会に基づき行政がワンストップで届出内容を確認・回答できる体制を整備すること。</p> 3 不実届出の排除と監督強化 <p>届出及び近隣住民への説明内容が客観的な事実と異なる場合には、業務停止等の厳格な行政処分を適用すること。特に10分以内の駆け付けが名義貸しや転送電話により形骸化している現状に鑑み、管理者常駐の原則化を検討するとともに、不在型については出動起点・実到着時間・通信経路等の抜打ち監査を実施すること。</p> 4 住民意見の反映 <p>市長が表明した抜本的規制強化方針を実効性のあるものとするために、制度のせい弱性や運用上の抜け道を突いた手法によって、実際に住環境への影響に直面した地域住民の知見を政策形成過程における検証材料として組織的に収集・分析し、規制内容の再設計に反映すること。具体的な反映手法については、既存制度や他自治体の先例も踏まえ、外部有識者会議への市民公募委員の参画、地域住民との定期的な意見交換の場の設定、影響地域におけるヒアリングの実施、市会審議における参考人としての意見聴取など、実効性のある方策を幅広く検討すること。</p> | | |
| 陳 情 者 | | | |
| 回付委員会 | 環 境 福 祉 委 員 会 | | |